

第6回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

議事概要

日 時：令和4年11月30日（水）10:00～11:55

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、酒井香世子委員、菅野文美委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、黒田かをりオブザーバー、松前江里子専門委員

【オンライン出席】

澁谷雅弘委員

内閣府：井上裕之内閣府審議官、北川修公益法人行政担当室長

【議事】

第1回～第5回会議を踏まえた自由討議

【自由討議の主な概要】

＜収支相償・遊休財産規制＞

- ・収支相償は、中長期で収支が均衡すればよいとの趣旨を法律上も明確化すべき。
- ・現行の遊休財産規制の維持に異論はないが、収支相償は柔軟にすべき。
- ・収支相償の根拠である公益認定法第14条は、もっとわかりやすい表現とすべき。
- ・特定費用準備資金等の使い勝手の向上はしっかり検討してもらいたい。例えば、各公益目的事業単位ではなく、公益目的事業全体を対象に積めるようにしてもらいたい。
- ・「適正な費用」について議論がなされていないが、どのように使われるかは重要。この点は営利企業よりも意識が弱いですが、活力ある活動には必要。
- ・公益目的事業は、長い期間をかけて実施するもの。会計上、単年度で収支を見ることは理解するが、長期で法人が自主的に活動を考えられるような制度であるべき。
- ・税制優遇は、国で使えるお金が減るものであり、補助金を受けていることと同義。単年度で使い切る必要はないと思うが、いつ何に使ってもよいというものではない。

等の意見があった。

また、

- ・収支相償がない場合の影響や収支相償の代替策の可能性
 - ・収支相償上、公益目的事業収入ではない寄附金の取扱い
- 等について議論された。

<その他>

- ・変更認定申請について、法令等で定めた以上に書類を求めないこととし、認定ではなく届出で可能な範囲を明確化するなど、法人の負担が軽減されるよう検討してもらいたい。
- ・公益法人の合併に関して、法令を狭く解釈した指導の例もあったと聞いている。そのようなことがないようにしていただきたい。
- ・今回の制度見直しの目的は、民間公益活動の活性化であるため、どう変わるのか明確に打ち出すことで、行政・法人双方のマインドも変えていく必要がある。

等の意見があった。